（様式例１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）

　埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

社会福祉施設等施設整備費県費補助（負担）金等に係る財産処分について

　標記の件について、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和４０年規則第１５号）第１９条に基づき、次のとおり処分について承認を求めます。

１　処分の種類（該当するものに○）

　（　転用　有償譲渡　有償貸付　無償譲渡　無償貸付　交換　抵当権の設定　取壊し又は廃棄　）

２　処分の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①補助事業者 | | ②施設名 | | | | | ③所在地 | | |
|  | |  | | | | |  | | |
| ④施設(設備)種別 | | ⑤建物構造 | | | ⑥処分に係る建物面積 | | | | ⑦建物面積の全体 |
|  | | 造 | | | ㎡ | | | | ㎡ |
| ⑧定員 | ⑨県費補助相当額  (処分に係る部分の額) | | | ⑩県費補助額全体 | | | | ⑪総事業費 | |
| 名 | 円 | | | 円 | | | | 円 | |
| ⑫県費補助年度 | | | ⑬処分制限期間 | | | | | ⑭経過年数 | |
| 年度 | | | 年 | | | | | 年 | |
| ⑮処分の内容 | | | | | | | | ⑯処分予定年月日 | |
|  | | | | | | | | 年 | |
| ⑰譲渡予定額  (譲渡の場合） | | ⑱評価額 | | | | ⑲評価額の算出方法（いずれかに○） | | | |
| 円 | | 円 | | | | 定率法　・　定額法　・不動産鑑定額 | | | |

３　経緯及び処分の理由

|  |
| --- |
|  |

４　添付資料

・対象施設の図面（県費補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真

・県費補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）

・その他参考となる資料

（様式例１の記入要領）

* 件名については、財産処分するものに交付された該当補助金（負担金、交付金等）名称に合わ

せて表記すること。

１　処分の種類　いずれか該当するものを○で囲むこと。

２　処分の概要

　（１）「④施設（設備）種別」欄には、県費補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助

事業に係る施設（設備）名を記載すること。

　（２）「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れ

んが造、石造等建物構造について記入すること。

　（３）「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

　　　例：○○施設を□□施設に（定員○名）に転用

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用

　　　　　社会福祉法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入

　（４）「⑱評価額」欄には、不動産鑑定額又は残存簿価（減価償却後の額）を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

３　経緯及び処分の理由

　　財産処分をするに至った経緯と理由を記入すること。

　　なお、市町村が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない事を確認し、その旨を記載すること。

４　添付資料

1. 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わ

ない。

1. 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、

経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

1. その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を細くする資料を添付す

ること。